

徳島県病院局管理規程第三号

個人情報保護に関する法律の施行に関する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

個人情報の保護に関する法律の施行に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の施行については、別に定めるものを除き、知事が取り扱う個人情報の例による。

附 則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第七号）は、廃止する。